#### 6 経営資源引継ぎの要件

#### 6.1 経営資源引継ぎの要件

本補助事業の対象となる経営資源の引継ぎの要件は、以下のとおりとする。

経営資源の引継ぎを促すための支援は、補助事業期間に経営資源を譲り渡す者(以下、「被承継者」という。)と経営資源を譲り受ける者(以下、「承継者」という。)の間で事業再編・事業統合等が着手(注1)される予定であることとし、6.2で定める形態を対象とする。経営資源の引継ぎを実現させるための支援は、補助事業期間に被承継者と承継者の間で事業再編・事業統合等が着手(注1)され、かつ行われる予定(注2)であることとし、6.2で定める形態を対象とする。(注3)

なお、承継者と被承継者による実質的な事業再編・事業統合等が行われていない(例:グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等)と事務局が判断した場合は対象外とする。

- 注1 補助対象経費の契約締結日を着手日とする。
- 注 2 廃業費用に関しては、補助事業期間に廃業に関連する事業再編・事業統合等が行われる予定であること。
- 注3 経営資源の引継ぎを実現させるための支援で交付申請する場合は、原則、交付申請時点において引継ぎの形態が決まっていること。



# 6.2 経営資源引継ぎ形態に係る区分整理

補助対象事業の対象となる経営資源引継ぎの形態は、以下のとおりとする。

# 買い手支援型(型)

補助対象者	支援内容	経営資源引継ぎ	交付申請	実績報告
		の形態	類型番号	類型番号
承継者 (法人)		-		0
		株式譲渡		
		第三者割当増資		1
		株式交換	1	
		吸収合併		2
		吸収分割		3
		事業譲渡		4
		-	2	0
承継者		株式譲渡		1
(個人事業主)		第三者割当増資		
		事業譲渡		4

経営資源の引継ぎを促すための支援 経営資源の引継ぎを実現させるための支援



# 売り手支援型(型)

補助対象者	支援内容	経営資源引継ぎ	交付申請	実績報告
		の形態	類型番号	類型番号
対象会社		株式譲渡(注3)		0
		株式譲渡		1
対象会社と対象会社の 支配株主(法人)(注1)		株式譲渡(注3)	3	0
		株式譲渡		1
		株式譲渡 + 廃業		7
対象会社と対象会社の 支配株主(個人)(注1)(注2)		株式譲渡(注3)	4	0
		株式譲渡		1
		株式譲渡 + 廃業		8
被承継者(法人)		-	1	0
		第三者割当増資		1
		株式交換		
		株式移転		5
		新設合併		6
		吸収合併		2
		吸収分割		3
		事業譲渡		4
		事業再編等(注4)		7
		+ 廃業		,
被承継者(個人事業主)		-	2	0
		事業譲渡		4
		事業再編等(注4)		0
		+ 廃業		8

経営資源の引継ぎを促すための支援 経営資源の引継ぎを実現させるための支援

- 注1 共同申請の場合
- 注2 個人事業主を含む
- 注3 交付申請時に株式譲渡を想定している場合
- 注 4 第三者割当增資、株式交換、株式移転、新設合併、吸収合併、吸収分割、事業譲渡



# 補足 交付申請不可の例

	交付申請不可の例
1	事業再編・事業統合等の後に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権
ı	(注1)が過半数にならない場合
2	事業再編・事業統合等の前に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権
	が過半数の場合
3	売り手支援型の株式譲渡で支配株主と対象会社が共同申請する場合、事業再
	編・事業統合等の前に被承継者が保有する対象会社の議決権が過半数未満の場
	合
4	被承継者又は被承継者の株主と承継者との関係が同族関係者(注2)である場
4	合
5	被承継者又は対象会社と承継者との関係が支配関係のある法人である場合(注
	3)

- 注1 ただし、吸収分割、事業譲渡の場合は除く。
- 注2 同族関係者の定義は、法人税施行令第四条を適用するものとする。
- 注3 支配関係の定義は、法人税法第二条十二の七の五を適用するものとする。